

黙示による包括的同意について

個人情報保護法では、個人情報取扱い事業者（当組合含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

ただし、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者等にとっては利益となるもの、また個々の同意を得るには本人、事業所、当健保組合の負担が大きく、必ずしも合理的であるとはいえないものは、厚生労働省のガイドラインでは、あらかじめホームページ等に公表しておいて被保険者等から特段明確な反対の意思表示がないものについては、「黙示による包括的な同意」が得られたものとして取扱ってよいこととされています。

当組合では、下記の事項について、その趣旨に該当するものいたしますので、同意されない方におかれましては、当組合の相談窓口までご連絡ください。

記

1. 高額療養費・付加給付に該当した場合、本人の申請に基づかずに事業主経由で支給（自動払い）するに伴い、事前に給付金の振込一覧表を事業主に送付すること。
2. 各種補助申請に基づいて事業主経由で支給する場合、事前に各種補助金の振込一覧表を事業主に送付すること。
3. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて被保険者に通知すること。
4. ジェネリック通知（患者名、処方月、処方薬名、薬剤費、調剤薬局名等の処方内容通知）を世帯単位でまとめて被保険者に通知すること。

以上